

公取企第228号  
20230913 中庁第8号  
国住指第227号  
令和5年9月27日

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
会 長 児玉 耕二 殿

公正取引委員会事務総局取引部長  
中小企業庁事業環境部長  
国土交通省大臣官房審議官（住宅局担当）  
（公印省略）

### 法遵守状況の自主点検について（要請）

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年9月14日、下請法違反行為が多く認められる19業種について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、同年12月14日、法遵守状況の自主点検の結果を取りまとめ、公表しました（参考1）。

また、公正取引委員会は、令和4年12月27日、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果を取りまとめ公表するとともに、令和5年6月1日、令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果を取りまとめ公表しました。

以上を踏まえ、今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、これらの調査における注意喚起文書の送付件数又は割合が多かった業種も追加し、法違反等が多く認められ、法遵守状況の自主点検の対象となる27業種における取引適正化に向けた取組強化の内容を把握することとしました。

令和5年3月15日、円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文にてお伝えしているとおり（参考2）、技術サービス業については、法遵守状況の自主点検の対象となる27業種に該当することから、貴団体におかれましては、本年9月の「価格交渉促進月間」（参考3①）を見据えて、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うこととし、本年11月10日までに、傘下企業が実施した自主点検の結果を取りまとめ、国土交通省に報告いただくよう、お願いいたします。

なお、自主点検の結果を取りまとめた報告内容については、公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省において共有するほか、報告内容について公表する場合がありますので、あらかじめ御留意ください。

あわせて、貴団体におかれましては、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）に関する取組（参考3）について、傘下企業に周知いただくよう、お願いいたします。

(参考1)

## 転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果について

令和4年12月14日  
公正取引委員会  
中小企業庁

令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。

公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、法違反が多く認められる業種について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検の実施を要請したところ、本日、自主点検の結果等について、「法遵守状況の自主点検結果報告書」（別添）を取りまとめた。

今般の自主点検の結果において例示された業種をはじめとして、事業者や事業者団体においては、適正な価格転嫁の実現など取引適正化の重要性の認識の共有や取組の周知徹底と併せて、法遵守状況の自主点検を含むコンプライアンス体制の実効性の確保が求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、事業所管省庁と連携して、今般の自主点検の結果や関連施策の周知徹底を図りつつ、自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じ、事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化を促していく。

(略)

(参考2)

公取企第34号  
令和5年3月15日

関係事業者団体代表者 殿

公正取引委員会委員長  
(公印省略)

円滑な価格転嫁の実現に向けて (要請)

政府として、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、令和3年12月27日の閣議了解に掲げられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」や、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を推進してきている中、公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法（下請法）上の「買ったたき」や、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）上の「優越的地位の濫用」に関する執行強化など、中小事業者等の適正な価格転嫁に向けた取組を進めているところです。

さらに、公正取引委員会として、価格交渉促進月間が始まった令和5年3月1日、適正な価格転嫁の実現に向けた更なる取組方針を取りまとめ、**別添**のとおり、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（以下「令和5年アクションプラン」といいます。）として公表しました。

貴団体におかれましては、下記の要請事項について会員事業者への周知をお願いいたします。

(略)

3 公正取引委員会は、令和5年アクションプランにおいて、今後、関係省庁とも連携し、法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握を行うこととしました（フォローアップ予定業種については、後記の「参考」を参照ください。）。

フォローアップの対象となる関係事業者団体におかれましては、取引適正化に向けた必要な取組の強化及び令和5年秋を目途に開始を予定しているフォローアップへの積極的な御協力をお願いいたします。

(参考3) 転嫁円滑化施策パッケージに関連する取組

① 中小企業庁「価格交渉促進月間」

<https://tekitorisupport.go.jp/topics/gekkan/>

② 公正取引委員会「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」(令和5年6月1日公表)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230601\\_buttokuchousakekka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230601_buttokuchousakekka.html)

③ 公正取引委員会「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査(発注者向け書面調査)の実施について」(令和5年5月30日)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220603\\_kinkyuchousa.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220603_kinkyuchousa.html)

④ 公正取引委員会「重点立入業種の選定について」(令和5年5月30日公表)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/230530r5\\_juten.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/230530r5_juten.html)

⑤ 公正取引委員会「「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について」(令和5年3月1日)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301\\_r5actionplan.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html)

⑥ 公正取引委員会「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」(令和4年12月27日公表)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227\\_kinkyuchosakekka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html)

⑦ 公正取引委員会及び中小企業庁「価格転嫁に係る業種分析報告書について」(令和4年5月31日公表)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531\\_gyousyubunseki.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_gyousyubunseki.html)

⑧ 下請事業者が匿名で「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できるフォーム(違反行為情報提供フォーム)の設置(公正取引委員会・中小企業庁)

- ・ 公正取引委員会「違反行為情報提供フォーム」(令和4年1月26日設置)

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

- ・ 中小企業庁「違反行為情報提供フォーム」(令和4年1月26日設置)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2022/220126shitauke.html>

⑨公正取引委員会「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」

フリーダイヤル「0120-060-110」（不当な下請取引ゼロ（0）ロ（6）ゼロ（0）110 番）  
で、下請法上の解釈に関する相談を受け付けております。

⑩公正取引委員会「「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策  
パッケージ」に関する公正取引委員会の取組」

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)